

令和7年度第1回宮城県国民健康保険審査会議事録

●日 時：令和7年8月28日（木）午後3時から午後3時35分まで

●場 所：宮城県行政庁舎7階 保健福祉部会議室

●出席委員：（9名中8名）

イ 被保険者代表 千葉委員、島貫委員(Web)、伊藤委員

ロ 保険者代表 相澤委員(Web)、蜂谷委員

ハ 公益代表 斉藤委員（会長）、熊沢委員(Web)、赤間委員

※Web：Web 会議システムにより出席

※欠席：佐久間委員

●事務局：三浦幹事、中山書記

1 開会 中山書記	本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は本日司会を務めます本審査会書記の、宮城県保健福祉部国保医療課の中山です。どうぞよろしくお願いいたします。定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第1回宮城県国民健康保険審査会を開会いたします。 本日の審査会につきましては、議事に個人情報を含まないことから、情報公開条例第19条の規定に基づき公開となっております。また、審査会の会議録につきましては、後日委員の皆様に御確認いただいた後、国保医療課のホームページにて公開いたしますので、御了承ください。 続きまして、委員の皆様の出席状況を御報告いたします。本審査会の委員は9名です。本日はこの会場に5名、Web 会議システムで3名、計8名の委員の皆様に御出席いただいております。被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員、および公益を代表する委員をそれぞれ1人以上含む過半数の委員の出席を満たしておりますので、国民健康保険法第96条の規定に基づき、本日の審査会が成立しておりますことを御報告いたします。 続きまして、今年度新たに任命させていただいた委員を御紹介いたします。 公益代表といたしまして、宮城県保健福祉部副部長の赤間正行委員です。 保険者代表といたしまして、白石市保健福祉部健康推進課長の佐久間恒一委員です。なお、佐久間委員につきましては、本日所用のため欠席となっております。 それでは、この後の進行につきましては、斉藤会長をお願いいたします。
2 議事 斉藤会長 三浦幹事 斉藤会長	斉藤です。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。Web で御参加の方も含め、各委員の皆様の御協力のもと、議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 早速ですが、次第に記載されております議題に入りたいと思います。本日は議題が2つあり、最初の「宮城県国民健康保険審査会長の専決に関する規程の制定について」を、まず事務局の方から御説明いただければと思います。 （資料1－1から資料1－3により説明） ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問あるいは御意見を頂戴したいと思います。発言される際には、お名前をおっしゃっていただければと思い

	ます。Web 会議を使用している関係上、誰が発言しているか分からなくなることがありますので、会場で参加されている方も Web で参加されている方も同様に、最初にお名前を申し出てください。それでは、御質問、御意見をお受けしますので、どうぞ御自由にお述べください。
伊藤委員	伊藤です。簡略化するところはしなければ、事務局の仕事が滞ってしまいますので、これは良いと思います。
斉藤会長	ありがとうございます。御意見ということになりますね。他に御質問や御意見がありましたら、どうぞ御自由に発言してください。
蜂谷委員	大河原町の蜂谷です。先ほどの御説明の中では、この規程が制定された際には、今回の 4 月の事案が先に処理されるということでしたが、この規程で遡っての適用が可能という判断でしょうか。この規程には附則の規定の日付や施行日が記載されていませんが、いつ頃の予定でしょうか。
斉藤会長	つまり、既に専決処分をしてしまっているのではないかと、後付けの規程になってしまうのではないかと懸念があるという御質問だと思います。
三浦幹事	御説明いたします。まず、専決の規程が制定されない場合は、この事案は審査会で審議した後に却下になると事務局では考えておりますが、いずれにしても審査会にお諮りしなければならないため、本日の審査会開催を待たずに処分することはできません。 よって、遡る形ではなく処理させていただきたいと思っております。
斉藤会長	御質問ありがとうございました。他にどうでしょうか。
千葉委員	千葉と申します。審査請求があった場合に、審査をしないということではないですよ。その請求に不備があった場合については、それが完備された時点で審査をするということだと思います。我々も何度もこういった形を取らなくても良いのではないかと私は考えます。以上です。
斉藤会長	ありがとうございます。要するに、形式的な不備があればすぐに却下するのではなく、きちんと補正する機会を与えて、それで、補正されればきちんと審査し、補正に応じないといった場合には、却下という専決処分も考えられて良いということですね。他にはどうでしょうか。公益代表の熊沢先生、何か御意見はございませんでしょうか。
熊沢委員	私としても基本的に今回の趣旨に賛同いたします。なるほどと納得いたしました。特に大きな問題もないと思いますし、むしろ、このような規程は積極的に制定されて良いと思いました。

斉藤会長	ありがとうございます。それでは、被保険者代表の方お二人が発言されましたので、保険者代表で Web 参加の相澤委員いかがでしょうか。
相澤委員	私も今回の事務局案で良いと思います。
斉藤会長	ありがとうございます。それでは、この案について、逆に反対意見や、この部分を是非修正したいといった御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。特になさそうですね。それでは、出席委員としては異議なく、この議案については原案通り了承としたいと思います。それでよろしいでしょうか。 (一同異議なし)
斉藤会長	ありがとうございます。それでは、趣旨を変えない多少の字句の訂正などは、事務局と会長にお任せいただければと思います。以上で議題（1）については終了いたします。 続きまして、議題（2）「Web 会議システムを利用した審査委員の出席について」の審議について、事務局の方からまず御説明をお願いします。
三浦幹事	(資料 2－1 から資料 2－3 により説明)
斉藤会長	ただ今の御説明について、御質問あるいは御意見はございませんでしょうか。
千葉委員	千葉です。私もできれば Web 会議でやっていただきたいと考えております。遠距離のため、時間的にかなり無駄があると感じています。私の場合、今日の会議が 1 時間か 2 時間だと、往復で 6 時間ぐらいになります。そのため、こういった Web 会議を利用していただけるとありがたいと考えております。
斉藤会長	ありがとうございます。気仙沼からお越しでしたね。遠方ゆえの、積極的な御意見が出ました。他にはどうでしょうか。これはあまり異論がないように思います。
島貫委員	女川町の島貫です。私も今の千葉委員と同じ意見です。私も遠方からですとやはり時間がかかりますので、個人情報扱う際はできるだけ必ず対面で出席するようにしますが、今日のような会議でしたら Web でできると大変助かります。よろしくお願いします。
斉藤会長	個人情報に関しては、改正後の規定で「審査会での審理は個人情報を扱う」という注意書きが明記されていますよね。そして 4 項には「静寂な個室その他これに類する施設で」とありますので、これを満たせば遠方からの Web 会議参加も可能だと思います。つまり、Web 参加される場合には、静寂な個室その他これに類する施設を確保していただければよいので、その点については事務局の方でも御協力をお願いします。

三浦幹事	環境以外の点についてですが、個人情報を含む審査の場合でも、個人情報を含む資料につきましては郵送で送らせていただき、説明の際にはその個人情報部分を声に出さないように進めるなど工夫しまして、個人情報を扱う場合でも Web で参加できるような配慮をしてみたいと考えております。
斉藤会長	ありがとうございます。もう時代の流れですので、積極活用という方針で良いかと思います。他に、伊藤委員、お願いします。
伊藤委員	やはりこのような会議は、近くても遠くても皆さんと同じように、例えば地域からも協力してもらい、町役場から Web 参加するような形が良いかと考えています。
斉藤会長	ありがとうございます。私から一点だけよろしいでしょうか。これは現在まだ改正前の規定ですが、コロナという理由ではなく、既にこのような形で Web 会議を導入していますよね。それは旧規定、つまり改正前規定の第 1 項にある「新型コロナウイルス感染症の急速な拡大等」の「等」に当てはめて、何とか現在 Web 会議を実施していると理解して良いでしょうか。
三浦幹事	申し訳ありません。最初に説明すべき点でした。資料 2-2 の新旧対照表の改正前、これは現行規定ですが、第 1 項に「新型コロナウイルス感染症の急速な拡大等」とございますので、この「等」の部分を読み込んで本日実施しております。さらに「会長が必要と認める時」という記載もありますので、斉藤会長にも御相談した上で、本日この方式を併用しているところです。
斉藤会長	特に今年は非常に暑いので、熱中症対策のためという理由も成り立つかと思います。ただ、改正されればそのような弁解を言う必要がなくなり、使いやすくなると思います。さて、他に何か御意見はございませんか。
熊沢委員	少し意見を言ってもよろしいですか。先ほど事務局の方からお話しがあったように、個人情報を含む会議の際にどうするかという方針を、決めておかなくて良いのかという点が気になりました。全体的には反対ではないのですが、先ほど事務局から説明があったように「郵送」となると、郵送した資料をどう扱うかという点を決めておく必要があるのではないかと思います。 逆に、郵送資料には一切個人情報を載せず、当日個人情報については投影するだけにするなど、そういった方が個人情報の扱いがしやすいのではないかと思います。基本的には是非進めていただきたいのですが、個人情報の扱いをどうするかをどこかで決めておくべきではないか、という点が気になりました。
斉藤会長	ありがとうございます。趣旨には賛同されるものの、実際の運用において個人情報をどのように扱うかについて、何らかの形で決めておき、明確にした方が良いのではないかと御意見ですが、いかがでしょうか。

三浦幹事	確かに先ほど口頭で申し上げたようなことが記載されておりませんので、個人情報の取り扱いについては検討させていただきます。まず、こちらの規定については、この通り承認いただいた上で、今後の個人情報の取り扱いについて、運用になるかどうかは分かりませんが、事務局の方でさらに検討させていただくということによろしいでしょうか。
斉藤会長	県の中にも様々な審査会があり、同じ問題に悩みながらも、既に「こうしましょう」という取り決めを作っている場合があります。それらの規定などを参考に、事務局の方で「こういうやり方でやります」というのをまとめて発表していただければ良いかと思います。それでよろしいでしょうか。
熊沢委員	わかりました。個人的に、第5条で「視聴させてはならない」と視聴に関しては規定しているのに、もし資料配布した場合に資料に関する規定はなくて良いのかという点が気になったのです。そこは今後の運用、実際のやり方を決めていただく中で検討していただければと思います。
斉藤会長	ありがとうございます。それでは、原案の通り、委員の皆様から御承認を得られたということで、この2つ目の議案については終了したいと思います。よろしいでしょうか。 (一同異議なし)
3 その他 斉藤会長	それでは、あとは議題(3)「その他」があります。まず、委員の皆様から何かこの審査会に諮りたいことや、普段気になっていたことがあり発言したいといったことはございませんでしょうか。もしあれば、せっかくの機会ですので、御自由におっしゃっていただければと思います。今思いつかなくても、また機会はあると思いますので、その時に御発言いただければありがたいです。 事務局からは何か「その他」についての議題はありますか。
三浦幹事	特に用意してございません。
斉藤会長	本日より予定しておりました議題は全て終了いたしました。本日も熱心な御審議、大変ありがとうございました。それでは、この後の進行については事務局の方をお願いしたいと思います。ありがとうございました。
4 閉会 中山書記	本日の審議、大変お疲れ様でございました。以上を持ちまして、令和7年度第1回宮城県国民健康保険審査会を閉会いたします。ありがとうございました。 【終了】